平成２７年（フ）第３７７号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン４―504
破産者　関塚　正治
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
新潟県小千谷市上ノ山４丁目８番16号、住民票上の住所新潟県十日町市八箇甲368番地１
破産者　阿部　　明
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２６８号
兵庫県川西市向陽台２丁目３番地の24
破産者　山田　正孝
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５号
山口県防府市仁井令町２番１号
破産者　藤本さおり
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６７号
福岡市博多区寿町３丁目４番16―301号
破産者　猪狩　　崇
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９６号
福岡市中央区小笹４丁目５番121号
破産者　山本　洋吉
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３７号
福岡県太宰府市青山２丁目６番６号　友愛楽舎、前住所福岡県筑紫野市杉塚６丁目７番２号　（都府楼団地539号）
破産者　高山　敏夫
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４１号
福岡市南区長丘４丁目８番24―102号
破産者　洞　　尚太
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１２号
福岡県筑紫野市美しが丘北３丁目１番地10　1001号
破産者　青木　則男
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５号
青森県十和田市大字沢田字三日市141番地１
破産者　野月　堅悦
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第４６号
宮城県石巻市蛇田字中埣40番地１、前住所宮城県石巻市広渕字町北34番地
破産者　櫻井　安彦
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
福島県郡山市久留米５丁目157番地の５　Ｃ棟
破産者　竹川　勇吉
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５号
群馬県前橋市表町２丁目24番19―201号、開始決定時の住所群馬県前橋市北代田町165番地
破産者　根岸　　正
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９４号
群馬県前橋市大前田町1720番地２
破産者　山崎　輝雄
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８３９号
横浜市鶴見区岸谷３丁目12番26―701号、開始決定上の住所横浜市港南区下永谷３丁目41番Ｈ―304号
破産者　王　　蕙媛
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８５号
横浜市金沢区長浜１丁目22番13号
破産者　梶　　英朗
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８６号
横浜市金沢区長浜１丁目22番13号
破産者　梶　　英康
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０号
新潟県長岡市中1609番地２
破産者　千野　孝一
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
新潟県上越市清里区上田島431番地
破産者　丸山　　功
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部